

酒類の輸出証明書の発行に係る取扱いについて

現在、一部の輸出先国において日本産食品に対する通関検査が厳格になっています。酒類の円滑な通関には、輸出証明書の信頼性確保が不可欠であるため、申請者の皆様におかれましては、令和5年12月7日（木）以降、以下の対応をお願い申し上げます。

（申請者の対応）

- ・ 申請内容が事実と相違ないことを必ず確認するとともに、国税局が事実確認に必要な資料の提出を求めた場合は、必要な資料を速やかに提出する。
- ・ 国税局による追加的な資料の確認が必要な場合を想定し、十分な時間的余裕を確保した上で輸出証明書の申請を行う。
- ・ 発行を受けた輸出証明書は、その記載内容が申請内容と相違ないことを速やかに確認する。
- ・ 中国向け原産地証明書については、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、千葉及び東京¹（以下「指定10都県」といいます。）を陸路で通過した酒類（その原材料が指定10都県を陸路で通過するものも含まれます。）に係る現地の通関事例等も考慮し、申請者自身の責任において対応することを前提に、輸出証明書の申請を行う。

また、国税局では、発行する酒類の輸出証明書の信頼性を担保するため、以下の対応を行うこととしますので、御承知おきください。

（国税局の対応）

- ・ 輸出証明書については、輸出先国の通関状況等を踏まえつつ、信頼性が担保されるよう適切な審査を実施する。
- ・ 中国向け原産地証明書のうち、酒類及びその原材料が指定10都県を陸路で通過するものについては、申請者が現地の通関状況等を承知した上でなお、強く要望する場合には、申請者自身の責任において対応することを前提に発行する。
- ・ 同一貨物につき、原則、輸出証明書を複数回発行しない。
ただし、以下のいずれかに該当し、輸出証明書を再発行する合理的な理由が存在する場合は、輸出証明書を発行する。
 - －①貨物が出港前、②外国当局への輸出証明書（コピーを含む。）が未提出、かつ③当初発行分の輸出証明書（原本）を国税局へ返戻する場合
 - －外国当局から輸出証明に係る明確な修正指示があり、かつその修正内容が事実に対応したものであり、国税局において正当な理由として認められる場合

以上

¹ 2011年4月8日付国家质量监督检验检疫总局公告2011年第44号（关于进一步加强从日本进口食品农产品检验检疫监管的公告）及び2011年6月13日付国质检食函2011年第411号（关于调整日本输华食品农产品检验检疫措施的通知）